

【よくある質問（Q）と回答（A）】

Q 1. 事業を営んでいる（事業主）場合、又は農業、漁業を営んでいる場合の就労証明書の証明欄はどのようにすればよいか。

A 1. ご自分で記入してください。市役所税務課にて課税状況を照会させていただきます。また、専従者の証明は事業主が証明してください。

Q 2. 通常利用していない曜日も仕事の繁忙期は利用したい。

A 2. 「就労証明書」の備考欄にその旨を記載してください。

Q 3. サービス残業がある。その分も加味しての利用時間を希望したい。

A 3. 「就労証明書」から読み取れる時間のみの決定となります。

Q 4. 夜勤のある日は児童の下校時間に在宅だが、睡眠をとっているのでクラブを利用したい。

A 4. 睡眠は人間にとって必要なので利用できます。しかし、出勤までに時間的余裕がある場合は早目のお迎えをお願いします。

Q 5. 父親は休みだが、母親は仕事なので利用したい。

A 5. ご家族の中でどなたか（父母・祖父母）が休みの日のクラブ利用はできません。

Q 6. 土曜日は月に1度程度仕事になるので利用したい。

A 6. 「就労証明書」の記載をお願いします。月の半分以下なので申請書の通所希望曜日の記入（○付け）はせず、その都度申し出てください。

Q 7. 土曜日や長期休業中は午後からの勤務だが、午前中から利用したい。

A 7. クラブも午後からの利用となります。

Q 8. 町内会役員で行事が土曜日にあり、子どもの面倒がみれないので、利用したい。

A 8. 児童クラブの利用は「就労証明書」で証明されている内容のみになります。

Q 9． 同住所（同建物）の祖父母は70歳未満で働いていないが、建物（階）が違う。

A 9． ライフライン（電気、または水道）の同じ月の請求書類の提出をお願いします。

Q 10． 別居している親の介護をしているので利用したい。

A 10． 「介護証明書」を提出してください。

Q 11． 児童クラブで宿題をみてほしい。

A 11． 宿題をする時間と環境を整えていますが、その時間内に宿題をするかしないかはお子様に任せています。また、学習内容の指導や答え合わせなどの学習指導は行いません。必ず、ご家庭で確認をお願いします。

Q 12． 仕事が早く終わったので、利用時間より早く迎えに行きたい。

A 12． 仕事が終わり次第、お迎えをお願いします。お子さんも喜びます。

Q 13． 急な残業が入り、お迎え目安時間を超えてしまう。

A 13． いつもの時間にお迎えにみえないと、お子さんも支援員も心配になります。お子さんに安心してもらえるように、クラブに連絡を入れていただけるとありがたいです。